

其美殆差別也。

〔延喜式七
延祚大嘗祭〕阿波國所獻○中乾羊蹄、蹲鷗、橘子各十五籠、已上忌

部所作

〔徳川禁令考四十九
魚鳥野菜諸食物〕貞享三寅年五月

野菜もの之儀節に入候日より賣出之事

覺○中

一ねいも

三月節々

〔精進魚類物語〕豊葦原の中津國五畿七道をわかつれし、王城より子の方、北陸道越後國大河郡鮎の庄の住人、鮎の大介鱈長が嫡子鮒太郎粒實、生年積て廿六歳にまかりなる、われとおもはむものは押ならべてくれやといひて、ゑびらのうはざしより、鰯の尾の狩俣ぬき出し、能引つめて放矢に、芋頭の大宮司かしら射わられ、馬より下に落にけり、芋が子共引しりぞき、いかにせむとぞなげきける。○中その、ち大宮司世にくるしげなる息をつき、鬚かきなでの給ひけるは、われはたけ黒を出しより、命をば御料に奉る、かばねをば龍門原上の土にうづみ、名を後代にあげむと存せしなり、しかり字脱。○下恐しによりて、此疵をかふむる、これにてたすかる事はよもあらじ、たゞ跡に思ひ置事とては、そりごの事ばかり也、我いかにもなりなむ後は、すりだうふの權の守をたのむべし、始より今にいたるまで、なさぬ中はよからぬ事なり、がまへてく、權の守にたのむべしとのたまひければ、嫡子黒ゆでの太郎是をき、我等弓箭とる身にて候へば、けふあればとて、明日あるべしともおぼえず候乍去そり子は權の守に申つくべく候と申ければ、大宮司是をき、すいきのなみだをぞ流されける、御料是を御覽じて、かくぞ詠せさせ給ひける。

このいものは、いかばかりはかるらんにたる子どもをみるにつけても

〔多識編二
毒草〕海芋、今案乃伊毛異名觀音蓮、網天荷、同